

阿久比町公用車広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿久比町の管理する自動車（以下「公用車」という。）に掲載する広告の実施に関し、阿久比町広告掲載要綱（平成23年1月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において広告とは、公用車の車体に固着する広告とする。

(広告の掲載等)

第3条 広告を掲載することができる公用車、広告の掲載の位置及び規格並びに掲載料は、別表のとおりとする。

2 広告物の素材は、車両塗装を傷つけない特殊フィルム等を使用し、磁石によるものは不可とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1年を単位とする。ただし、町長が必要と認めるときは、掲載期間を別に定めることができる。

2 前項の期間中、車両の点検、修理、またはその他の理由がある場合は、広告を掲載できない。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、町ホームページ及び町広報紙で行うものとする。ただし、その他の方法によることが適当であると認められる場合は、町長が広告の募集方法を決定するものとする。

(広告の申込み)

第6条 公用車への広告を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、阿久比町公用車広告掲載申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）に、掲載しようとする広告案を添えて、指定する期間内に町長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、前条の申込書を受理したときは、要綱第3条の規定に基づき、
広告掲載の可否を決定するものとする。

2 広告掲載希望者の数が募集した枠数を超えるときは、次の順位により決定
するものとする。

(1) 町内に事業所等を有するもの

(2) 申込みの順番が早いもの

3 広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び掲載内容、条件等について阿久比町公用車広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により広告
掲載希望者に通知するものとする。

（広告物の作成等）

第8条 広告物の作成、掲載及び撤去等は、広告主の責任で行い、その費用は
広告主の負担とする。

2 広告主は、広告物を指定する期間に、公用車に掲載するものとする。

（掲載料の納付等）

第9条 広告主は、町長が指定する期日までに掲載料を一括前納するものとする。
ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

（広告掲載の取り消し）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り
消すことができる。

(1) 広告主が指定する期日までに掲載料を納付しないとき。

(2) 要綱第3条第4項の規定による広告内容等の変更を広告主が行わない
とき。

(3) 広告主が虚偽の申請をしたとき。

(4) 広告主が書面により広告掲載の取下げを申し出たとき。

(5) 広告を掲載する公用車が走行不能となったとき。

(6) その他、町長が広告の掲載が適切でないと判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、町長は、広告主
に対し、その賠償の責めを負わない。

3 前項の場合において、納付済みの掲載料は返還しない。

(掲載料の返還)

第 1 1 条 町長は、広告掲載の取消しが、広告主の責に帰さない理由によるものであるときは、納付済みの掲載料を当該広告主に返還することができるものとする。

2 前項の規定により返還する掲載料は、取り消した期間にかかる金額の範囲内とする。

3 第 1 項の規定により返還する掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第 1 2 条 広告主は、広告の掲載期間が終了する日までに広告物を撤去しなければならない。

2 広告物の撤去等により車体を傷つけた場合は、広告主の責任で広告物設置時の状態に原状回復するものとする。

(その他)

第 1 3 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

No.	車種	広告の掲載位置 規格・寸法	掲載料 年額（税込）
1	eKクロスEV	後部座席ドア両側面 A 2 横（420 mm×594 mm）	24,000 円 （2,000 円／月）
2	eKクロスEV	後部座席ドア両側面 A 2 横（420 mm×594 mm）	24,000 円 （2,000 円／月）
3	eKクロスEV	後部座席ドア両側面 A 2 横（420 mm×594 mm）	24,000 円 （2,000 円／月）
4	eKクロスEV	後部座席ドア両側面 A 2 横（420 mm×594 mm）	24,000 円 （2,000 円／月）

受付番号	(阿久比町使用欄)
------	-----------

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

阿久比町長 殿

阿久比町公用車広告掲載申込書

申込者
(住所又は所在地)

(名称又は氏名及び代表者氏名)

阿久比町公用車広告取扱要領第 6 条の規定により、阿久比町公用車への広告の掲載について次のとおり申込みます。なお、申込みにあたり、阿久比町広告掲載要綱第 3 条に該当していないことを誓約するとともに、町税等の滞納状況を町が調査することを承諾します。

掲載希望期間	年 月 日～ 年 月 日
広告主の概要	(会社案内等の添付により省略可)
申込担当者	部 署： 氏 名： 電話番号： F A X： E メール：
希望台数	台

※広告原稿を添付すること。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

阿久比町長

阿久比町公用車広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました阿久比町公用車広告掲載申込書につきましては、下記のとおり決定しましたので、阿久比町公用車広告取扱要領第7条の規定に基づき、通知します。

記

1. 決定区分

☐掲載可 公用車No.

☐掲載不可 理由

2. 広告掲載期間

年 月 日 から 年 月 日まで

3. 広告掲載料

金 円

4. 広告掲載料納付期限

年 月 日